

## 前橋地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時 平成28年2月2日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

大矢一，岡崎朋美，小淵喜代治，合田悦三（説明者），高橋望，高山光明（説明者），武井和夫，橋爪健，服部潤，原道子（説明者），本多悦子，山田義明，山田賀規

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長茂木弘子，民事首席書記官小磯治（説明者），刑事首席書記官木村康弘，事務局次長宮澤康弘，総務課長生方和紀，民事訟廷管理官佐藤順一，総務課課長補佐中林宏明，総務課庶務係長松井雅子

4 議事

意見交換等（テーマ「利用しやすい裁判所について」）

5 議事経過

○ 合田悦三委員を委員長に選任

○ 合田悦三委員長から裁判所の審級制度及び前橋地方裁判所について，民事首席書記官小磯治から民事裁判について，高山光明委員から刑事裁判について，それぞれ説明があった。

○ 裁判官の出前講義の感想について

（委員）

昨年の10月27日に，私が大学で担当しております授業の一環として，裁判官3名に出張講義をいただきました。当日は裁判の概要と裁判員裁判の概要と模擬裁判までやっていただきまして，非常に充実した時間を過ごすことができました。学生にも振り返りのレポートを書かせたんですけども，非常に学びが深かった授業になったのかなというふうにも思っております。その後，裁判所の方々に配慮をいただきまして，実際の裁判の傍聴までさせていただきました。履修者が120名ぐらいなんですけど，裁判所にこれまで行ったことがある学生は1名だけいたんですけども，それ以外は行ったことがなかったということで，非常にいい経験をさせていただいたのじゃないかなというふうに思っております。たまたま，今日が試験でして，その講義が終わったんですが，回収して，講義の中で何が良かったかと言ったら，やっぱり裁判傍聴に行けたのが一番よかったというように声を学生からいただきましたので，そういった意味でも，非常に貴重な機会をいただいたのかなと思っております。学内での周知が十分でなかったところもあると思っていたんですけども，現職の教員もいまして，声をかけたんですが，10人ぐらいは来てくれまして，その教員が終わった後に，来年以降に自分の中学校，小学校に戻るわけですが，そこでそういう授業をやってみたいというような意見をいただいたことが，そういった意味では刺激になったかなというふうには思っています。

○ 第31号法廷において，原道子委員から民事訴訟に関する概要説明があり，テレビ会議システムを利用した模擬弁論準備手続を見学した。

○ 第4号法廷において，ビデオリンクシステムを利用した模擬証人尋問手続を見学した。

○ 意見交換

（委員）

先ほど、法廷で裁判員の体調が悪くなったときの意思表示に使うカードがあるというのを見せていただきました。これは裁判員に対する配慮だと思うんですが、結局、裁判員さんというのは素人ですよ。恐らく、この裁判員の席に座る時点でどきどきだと思っただろうんですよ。それで、例えばここに入られる前に、健康チェックでもないですけども、そういったチェックはされるんでしょうか。

(説明者)

特に健康診断的なことは行ってはいないんですが、ただ、裁判員裁判が始まる前に、体調の悪い方につきましては、個別にお話を聞くことになっています。そこで、もし例えば、今日は風邪気味だとか、あるいはおなかの調子が悪いという方につきましては、お話をお伺いして、体調が悪いという場合には、これはもう無理して裁判員裁判に参加されるのはなかなか難しいかと思います。そういう方につきましては、場合によっては辞退というふうに配慮させていただく、そういう次第でございます。

(委員長)

やっぱり特に初日は、初めて法廷に入るときに一番緊張されるということがあります。裁判員の方は裁判所に来られるのは初めてなので、ここで、何が、どういう具合に進むのかということが見当もつかないわけですね。ですから、どういう具合に手続が進むのかということ、事前によくご説明するようにしています。あるいは、法廷がまだ始まる前に一度法廷に裁判員の皆さんと入ってみて、この辺に座るんですよとか、こんな感じでやるんですよとか、事前にご覧いただくというようなことをやっている裁判体もあると思います。

(説明者)

前橋でもそういうふうにはやっております。

(委員長)

そういうようなことで、いきなり法廷に入るとびっくりしちゃうんですけども、この後ろに小部屋みたいな待合室があるので、そういうところも含めて事前に、装置をご覧いただきまして、それから手続のご説明をして、事件の中身をご説明もして、それから裁判を始めるというような格好でやるのが普通だと思います。

(委員)

今のビデオリンク方式というお話をお伺いしたんですけども、ビデオリンク方式を利用するケースとして、その他の事情というのがあると伺いました。具体的にどんなことが挙げられるんですか。

(説明者)

私がこれまでに民事裁判で経験しているのは、DVの被害者だけですね。

(委員長)

刑事裁判でもビデオリンクを使ってやるケースといいますと、まず性犯罪の被害者ですね。それからあとは、証人が未成年者である場合ですね。この2つ、要するに子どもであるか、あるいは性犯罪の被害者というのが典型なんですね。あとは、考えられるのは、私は刑事裁判官なものですから、刑事のビデオリンクについて言いますと、いわゆる暴力団の犯罪が関係したようなもので、ここに出てきてしゃべると圧迫を受けて、そのために自由に供述ができないといったような事案の場合にも使うことがあります。大体刑事裁判で使うのは、そういうタイプの事件です。場合によっては、顔を見られること自体も嫌だという人もいますので、その場合にはビデオリンクと、遮蔽と言っていますけれども、正確には認識できないようにする措置、そういうのを合わせるときもあります。その場合、この法廷に証言者が座っているときは、その周りを衝立の板で囲ってしまって、見えないようにすればいいんですけども、ビデオリンクでやるときに、じゃあどうやって遮蔽するんだというのがありまし

て、実はスイッチを切ってディスプレイの表示を消しちゃうんです。見えるところに映らないようにするという格好ですね。ただ、弁護士さんが見えないと困りますから、弁護士の席と、それから判断する裁判官、裁判員の方たち、そのディスプレイは映しますけれども、他のディスプレイは切っちゃって、例えば被告人とかそういう人に見えないようにするんですね。遮蔽といっても実際に囲いを立てる必要はないので、要するに見えないようにすればいいということですから、こういう場合は回線を切る、それからここに来ているときは板を立てると、こういう格好でやるということで、併用するというのもかなり多いということです。

(委員)

証人が例えば病院に入院しているとか、そういう場合にこのシステムを使うことはあるんですか。

(委員長)

病院にはこういうシステムがないのです。民事裁判の場合でいいますと、裁判所の中の部屋から別の裁判所との間で行うと説明があったと思いますが、つまり、今のところは裁判所までお越し願わないとできないということです。それから、刑事の裁判は別の裁判所ではできないということになっています。法律上の取り扱いが違うものですから、刑事のビデオリンクは必ずこの同じ裁判所の構内の別な部屋に証人に来ていただいてやると、こういうことになっています。ですから、病院に入院している方の場合は、むしろビデオリンクを使うんじゃないくて、裁判所の側から出かけて行って、臨床尋問とかそういう格好で尋問します。その場合は公開の法廷ではなくて、裁判官と弁護士とか、そういう一部の方たちだけが行って、それで場合によっては病院の会議室を借りたり、そういうところで尋問をするということはありません。私も何回も経験があります。

(委員)

先ほど全体の話ということでお話を聞きたいんですけども、群大のほうで裁判員制度の出前講義ですか、やられて非常に効果があるというふうなお話がありましたけれども、それ以外に裁判所として、どんな広報をされているのか。それが、かなり効果が上がっているのかどうか、そこがまず一点お聞きしたいのと、それからもう一点、裁判員候補の出頭というふうな表現があったんですけども、この出頭という言葉というのは、どういう意味があるんですか。いろいろ、出頭されるというと、何となく警察に出頭するとか、あんまり良いイメージがないんですけども、そこら辺、言葉について教えていただければ。

(委員長)

まず、出頭という言葉のほうは、来ていただくことなんですけれども、実は裁判員法でそれを出頭という用語を使っているんですね。その言葉もそうですし、それから呼出状という言葉もありまして、呼び出しとは何だという印象を持たれる方もいらっしゃると思いますが、これがまた裁判員法で、呼出状を送るとこういう効果が生ずるとということが書いてあるのです。最近では、呼出状という表現を括弧の中に入れてたり、隅のほうに書くとかという扱いもあるんですけども、とにかく呼出状という言葉は書いておかないと、これが法律でいうところの呼出状であることが分からなくなってはまずいということがあります。また、多少堅苦しく言うと、実は法律上は、来ていただくのは義務ということになるものですから、そういう義務性を、ただ単に傍聴に来られるという、任意でという格好ではないので、義務性があるので、多分法律は出頭という言葉を使っているんじゃないかと、推測が入りますけれども。ただ、それと実際の表記をどうするかというあたりのバランスが、一定の効果が法律上こういう言葉を使ってあるとこうだというのがあるものですから、それとの兼ね合いでどう表現するかというのが、なかなか難しいところです。最初はそのまま出頭とか呼出状と書いていたんですけれ

ども、やっぱり不評なので、我々も工夫をして今のところこういう状況に来ていると、そういうことでございます。

また、広報のほうにつきましては、実は、今日の最後に、次回の地裁委員会のテーマをお諮りしようと思っております、皆さんからご提案いただければそれでも構わないんですが、私どものほうでは、実は次回は裁判所の広報活動についてご紹介を申し上げて、ご意見を承ればというようなことを、実は腹案として持っておるところでございますが、先ほどの出前講義ということで、こちら側からいろいろなところに行かせていただいて、中学校とか高校とかも申し込みいただいているんですけども、そういうところに行ってご説明を申し上げることのほかに、例えば、私どもが昨年やりましたのは、群馬県民の日にここで、小学生とその保護者の方に来ていただいて模擬裁判をやるというような試みでありますとか、あるいは弁護士会が主体での企画になりますが、やっぱりこの法廷を使って中学生、高校生の春休みですとか夏休みでしたか、そういう時期に模擬裁判をやったりと、そういったような試みはやっております。それから、裁判員裁判だけではなくて、調停のほうの模擬をやって、そこに、これは子どもというよりはもっと成人の方ですけども、ご参加いただくというようなこともやってみているところではございます。

本日は、テレビ会議システムについてもご覧いただきましたが、民間の会社でこんなテレビ会議は当たり前だと言われてしまうかもしれないんですけども、裁判所としては精一杯のIT機器みたいなものでして、こういったものも使って裁判手続をやっているんですけども、そのあたりのご感想、あるいはご意見がありましたら、いかがでしょうか。

(委員)

私、3月まで行政庁の職員だったんですけども、そこでは一切こういうのを使ってはいなかったもので、裁判所は進んでいるなという、そういう感想です。テレビ会議のほうも15年ぐらい前から取り入れているというお話を聞いたので、これからももっと進んでいくんだろうなというふうに思いましたし、それと今、犯罪の被害者支援に関わっております、これは又聞きですけども、やはり被告人の方と直接顔を合わせるのは非常に負担だというように聞いておりますので、そういうところこういうビデオを使ったり、ビデオで話すときに顔を映さないとか、そういうのは非常に配慮をいただいているというのはうれしく思いながら、体験をさせていただきました。

(委員長)

例えば、被害者支援のほう、証人が来るときに付き添いで来られる方もいらっしゃいますよね。そういう場合に裁判所職員と付添いの方がお話しされるので、そういうときにどんな感想を持たれたかというのでも我々に教えていただくとありがたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

実は、昨日ちょうど会う方がいたので、その方に聞いてみましたら、前橋のここの本庁ですか、こちらのほうでは非常にいろいろ配慮をいただいて、例えば証人、被告の前を、場所が決まっていますけれども、被告のすぐ前を通ったり、近いところで顔を見るのは負担だということだと、証人で来たりするときにも、場所を変えていただいたりとか、近づかないようにしてもらったり、そういう柔軟に配慮をいただいているということでした。

(委員長)

入廷の順番ですとか、それから動線ですかね、そこは我々は十分に考えます。いろんな意味で、例えば何か危害が加わっても困りますし、それから、声でもいろんなことを言われるのもありますので、

その辺は両方から情報をもらって、それでできるところはやるというのは割と多くやらせていただいていますけれどもね。

(委員)

感謝しているということでした。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

ただ、一点、ちょっと厳しいほうの意見かもしれないんですけども、たくさんの職員の方がいらっしやって、こちらの本庁のほうでは配慮していただいているんですけども、やはり支部のほうへ行きますと、そもそも被害者の入るところから、何が必要なのか分からないみたいな、そういう対応もあったりするので、その温度差というんでしょうか、それをこちらの前橋地裁並みにしてもらえるといいなという、そういう話が出ました。

(委員長)

具体的にどの辺で。場所はともかく、中身ですね。こういうところの配慮をしてもらえなかったとか、それは。

(委員)

例えば控室とかかな、物理的などころもあるんでしょうけれども。

(委員長)

庁舎がなかなか小さい所もあるものですから、建物の問題での制約はあると思いますが、そういうことを配慮するという方針でやっておりますので、また考えさせていただきます。ありがとうございます。

(委員)

一点、ちょっと変な質問かもしれませんが、よろしいですか。私も会議とかスカイプとか使うこともあるんですけども、話を聞くわけですよ。それで、対面で感じられる空気というか雰囲気というか肌で感じる部分というのが、推測なんですけど、もしかしたら、ちょっと十分そこまでできないのかなと思ったりするんですけども、実際やられていて、すごく良いシステムだと思うんですけども、そういった部分の課題というか、そういったものはなかったりするのかなと、ちょっとお伺いしたかったんですけども。

(説明者)

実は、裁判員裁判におきまして、実はこの前裁判で、被害者が証言に来まして、性犯罪だったものですから、遮蔽でやりました。ビデオリンクでやったこともあることはあるんですが、やはり直接、もちろん遮蔽ですから、被告人には、また、傍聴人からも被害者の方は見えないんですが、裁判員からはまさにそこにいる被害者の顔を見ながら、直接、同じ空気で証言の内容を理解できるということ、裁判員裁判なんかは特に、今言った形で、可能であれば直接雰囲気を聞くというのは意義があるのかなと実はちょっと思っているところであります。ただ、事件によっては、先ほど話がありましたが、被告人と同じ部屋に行くこと自体がもう苦痛であると、そんな事件もありますので、そういう場合にはビデオリンクを使ってやっております。なかなか直接同じ雰囲気を、というところとちょっと限界はあるんですが、私の経験ではこういう映像に映った被害者の顔を見ながら裁判員は判断するんですが、それはそれなりにしっかりと判断はできているなと思っています。ただし、やはりちょっと若干の温度差は、やっぱりこれは否定できないなと思っています。

(委員長)

私は、始めるときにはどうなるかと思ったんですが、やってみると、特に刑事裁判の場合は同じ構内にいるものですから、回線が通信回線を使わないので、割ときれいに映るんです。これは2代目かな3代目なんですけれども、最初の機種るときはもっと大がかりな機械だったんですけれども、それでも映像の画質は確保できていたので、ですからそれこそ最初は、反対尋問するときにはこういうところに証人の冷や汗が出るとか出ないとか、そういうところまで見れないと判断できないんだというふうに国会で指摘を受けまして、それはそういう冷や汗まで見える設備を入れますと、こういうことで本当にくっきりと映るようなものから始まったんですね。ですから、意外に大丈夫だったかなという感じを私自身は持っているんですけれども。今日、検察官、弁護士の方の委員もいらっしゃるんですけれども、どんな感じですか、この画像でやるというのは、いかがですか。

(委員)

私が裁判員裁判で弁護人をやったときに、あんまり具体的な事情は言えませんが、お子さんが証人になっているケースがありまして、そのとき、確かビデオリンクでやった経験があるんですよ。あのとき、ちょっと、弁護人としては何となくまだるっこい、まさに同じ部屋にいないことでいまひとつ、まどろっこしいという感じは持ちましたけれども。もちろん尋問しないわけにもいかないし、そうかといって同じ部屋でやるのは、子どもさん非常につらい思いをするから、同じ部屋でやるのはつらいだろうということで、そういう意味で必要性と、そうかといって弊害もありますから、中間というか妥協でやったんだと思うんですけれども、そんな経験はありましたね。

(委員)

被告、原告含めて非常にそれぞれの人の立場をかなり配慮して、感情的なものも一緒のところにいると出てくるでしょうけれども、ビデオリンクだと非常にそのところはある程度冷静にそれぞれの立場の人が判断できるのかなというふうな、ちょっと印象は持ったんですけれども。それと、今、映像の技術が非常に発達していて、カメラも非常によくできていて、それぞれの発言する人の状況というのを、これはさらにこれからもよく把握できるようになると思いますし、そういうことからすれば、やっぱりこういうふうな文明、やっぱりこういうものは積極的に使っていくほうが私はいいのかなという印象は持ちました。

(委員)

基本的には非常にこのシステムというのは、合理的な良いやり方だというふうに思います。私も3月まで行政機関のほうにいまして、こういうのは一切使っていないので、驚いたわけなんですけれども。ですから、裁判所のいろんなやり方を、例えばドラマとかテレビなんかで見ている、なかなかこういう細かいところまでは知識としてありませんでしたから、非常に被害者ですとか配慮という点では、お互いのベストではないにしても非常にベターなやり方なんだろうなというふうな感想を持ちました。

(委員)

今ふと思ったんですけれども、テレビだとかドラマを思い浮かべたときに、こういうのを使って偽装というか、そういう可能性というのはないのか。法廷に直接来たのであれば分かってしまうところを、こういうのを利用することによって、そういうのを隠ぺいできるみたいな、そういう可能性はないのかなという感じを、推理小説の読み過ぎかもしれないですけども、その危険性、セキュリティについて何か裁判所のほうでは考えているのでしょうか。

(委員長)

一応、今のところ裁判所の中同士の回線しかつなぎませんので、そういう回線でやっているということが一つと、それから、あとは委員がおっしゃることは、途中から回線に何か紛れ込ませるとなると、それをどうやって防止するのかというあたりが、そんなに技術的に確立されているかどうかというのは、普通の回線以上に安全かどうかよく分からないところありますけれども、刑事の場合は同じ構内ですから、通信制度を使わないというのが現状ではありますし、それからあとは、さっきの別室がありますけれども、別室のほうのことでいいますと一部しか見えないわけですが、そこには基本的に裁判所の職員が映らなくても同席するというのが普通の形なんです。ですから、向こう側で映っていないけれども、裁判所職員が部屋の中にいますので、要するに、テレビを見たときに、テレビの裏で誰かカンニングペーパー持っている、みたいなことは絶対ないということにはなるわけなんです。

(説明者)

若干補足説明しましょうか。民事事件は遠方の方に証言に立っていただくということができると、遠方の別の裁判所にお越しいただくわけなんですけれども、その場合には別の裁判所の職員に協力をお願いすると。そうすると、本当に本人が来たかどうかというのは、別の裁判所の職員は、全然知らない人が来るわけですから、まず本人確認をどうするかという問題があります。それは通常の運用どおりしていただくんだと思うんですけれども、通常は運転免許証とか何か本人を示すものを持ってきてくださいということで、それをまず尋問が始まる前にファクシミリ送信しますね。それから、宣誓書と、先ほど宣誓書がありましたけれども、宣誓書と出頭カードも書いていただいてファクシミリ送信という、その程度のことはしておりますね。あちらには他の者は入れないようにということで、カメラのこちら側には人がいない。決して付添人だとかそういう者は入れないように、何かサイン送られても困りますから、というような形で行っておいりました。

(委員長)

刑事の場合は、性犯罪の被害者なんかの場合は、付添人というのは法律上裁判所が認めれば付けることになっていまして、そのときは画面と一緒に映るように座ってもらいます。裁判長の側から見ていて、サインとかそういうのを出したらすぐに分かるような格好の形で座ってもらってやるというのが普通ですね。

(委員)

私、裁判所に来るとというのは本当に今回初めてでして、裁判所内はこういうところかなって、それが本当の感想です。

(委員長)

ありがとうございます。実は裁判員裁判になりまして、法壇の高さを下げました。裁判官3人じゃなくて、これだけの方に見られるので、法壇が前の高さですと、証言席に座ったらすごく威圧的に見えるだろうというんで、しゃべる人の供述のしやすさに影響したら困りますから、法壇を30センチから40センチ、下げましたかね。そういう改装を多分、ここは新築だと思いますけれども、それでやったと思います。あと何か、ここにタブレットがありまして、例えば図面を示して、それであなたがここにいたのを書き込んでくださいなんて言われて丸をつけると、それが一斉に全部映るわけですね。前は書いた物をみんなで回し読みして見ていたんですが、それも一斉に分かって、それでそれをプリンターがあるので印刷すれば、そのまま保全できるというような設備も実は入っています。

それでは、以上で本日の前橋地裁の地裁委員会は終了ということにさせていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。